



平成 30 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 ト ー カ イ
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 小 野 木 孝 二
(コード番号 : 9729 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 : 代 表 取 締 役 専 務 白 井 忠 彦
(電話番号 : 058-263-5111)

会社分割（簡易吸収分割）による事業の承継に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 17 日開催の当社役員会において、平成 31 年 1 月 1 日を効力発生日として、会社分割の方法により、下記のとおり、株式会社松屋リネンサプライ（以下、「松屋リネンサプライ」という）の福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業（以下、「福祉用具貸与・販売事業等」という）を承継することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本会社分割は、当社の総資産の増加又は減少額が直前事業年度の末日における純資産額の 10%未満であり、かつ当社の売上高の増加額が直前事業年度の売上高の 3%未満と見込まれる吸収分割であるため、開示事項及び内容を一部省略しております。

記

1. 会社分割の目的

当社のシルバー事業は、2000 年の介護保険制度制定に先駆け、1996 年より福祉用具の貸与・販売及び住宅改修など、在宅介護をサポートする事業を行ってまいりました。現在では、東北、関東、中部、関西、中国、四国及び九州地方に合計 68 か所の事業拠点（連結対象子会社含む）を展開し、地域に密着したサービスの提供に努めております。一方、松屋リネンサプライは、愛知県豊橋市及び豊川市を中心に同様の事業を展開しており、当該エリアにおいて、地域に根差したサービス提供によって顧客基盤を築いておられます。本会社分割によって、同社の事業のうち、福祉用具貸与・販売事業等を承継することで、当社の中部地方における顧客基盤の拡大を図り、ひいては当社グループとして、より競争力のある強固なビジネスへと進化させていくことを目的としております。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

本会社分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、株主総会による決議を経ずに実施する予定です。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ① 分割契約承認役員会決議日 | 平成 30 年 11 月 17 日 |
| ② 分割契約締結日 | 平成 30 年 11 月 19 日 |
| ③ 会社分割の実施予定日（効力発生日） | 平成 31 年 1 月 1 日 |

(2) 会社分割の方式

松屋リネンサプライを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

本会社分割の対価として、当社は松屋リネンサプライに対し 20 百万円の金銭を交付する予定です。

(4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

当社は、本会社分割により、松屋リネンサプライが愛知県豊橋市及び豊川市において展開する福祉用具貸与・販売事業等に関して有する資産、負債及びこれらに付随する権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

本会社分割において、当社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 会社分割に係る割当ての内容の算定の考え方

当社は福祉用具貸与・販売事業をこれまで長く営んでおり、本事業における各種の営業管理面で蓄積されたノウハウを有しております。今回、松屋リネンサプライの福祉用具貸与・販売事業等を承継し、これを継続して営むことから、算定手法としては同事業によって得られる見込みのキャッシュフローに基づきその価値を評価する DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）を採用することが適切であると判断し、本算定方式といたしました。また、今回承継する松屋リネンサプライの事業エリアが当社の事業エリアと同一であることから、効率性の向上等の相乗効果が期待できると考え、これについても今回の事業価値算定に加味しております。

算定の前提としては、過年度決算書数値等を基に、事業計画については、当該事業エリアにおける事業環境及び将来見通し、松屋リネンサプライの平成 28 年 6 月期から平成 30 年 6 月期の決算報告書及び部門別残高一覧表等を勘案し、フリーキャッシュフロー及び事業価値の把握を行いました。

これらに基づき算出された本会社分割の対価の想定レンジは、23 百万円～41 百万円となり

ます。以上の結果を踏まえ、分割会社と協議の結果、本会社分割の対価の額を上記の通り 20 百万円に決定いたしました。

4. 会社分割の当事会社の概要

	承継会社 (平成30年3月31日現在)	分割会社 (平成30年6月30日現在)
(1)名称	株式会社トーカイ	株式会社松屋リネンサプライ
(2)本店所在地	岐阜県岐阜市	愛知県豊橋市
(3)代表者	代表取締役社長 小野木 孝二	代表取締役 河合 芳光
(4)事業内容	病院リネンサプライや病院運営の周辺業務受託 宿泊施設などへの寝具類の貸与 福祉用具の貸与及び販売 リースキンブランドの環境美化用品の貸与及び販売等	ホテル、旅館などのリネンサプライ及びリース 寝具類の販売 福祉用具の貸与及び販売 リースキンブランドの環境美化用品の貸与及び販売等
(5)資本金	8,108百万円	10百万円
(6)設立年月日	昭和30年7月21日	昭和51年9月29日
(7)発行済株式総数	36,041,346株	10,000株
(8)決算期	3月期	6月期
(9)大株主及び持株比率	株式会社小野木興産 15.66% 株式会社大垣共立銀行 3.94% 株式会社十六銀行 3.91% 岐阜信用金庫 3.73% 株式会社三菱東京UFJ銀行 3.72% トーカイ共友会 3.56% 小野木 孝二 3.09% 株式会社北陸銀行 2.92% 日本マスタートラスト信託 2.68% 銀行株式会社(信託口) トーカイ従業員持株会 2.47%	河合 芳光 90.6%
(10)純資産	62,565百万円	6百万円
(11)総資産	92,576百万円	379百万円
(12)1株当たり純資産	1,710.14円	617.34円
(13)売上高	109,385百万円	519百万円
(14)営業利益	7,638百万円	4百万円
(15)経常利益	7,854百万円	△4百万円
(16)当期純利益	5,568百万円	△5百万円
(17)1株当たり当期純利益	154.67円	△513.88円

[承継する事業部門の概要]

(1) 承継する部門の事業内容

福祉用具貸与・販売事業等

(2) 承継する部門の経営成績（平成 30 年 6 月期）

	分割対象事業部門（a）	分割会社実績（b）	比率（a／b）
売 上 高	83百万円	519百万円	16.1%

（注）配賦することが困難な本部経費があるため、承継する事業の売上のみを開示しております。

(3) 承継する資産、負債の項目及び金額

項 目	帳簿価格	項 目	帳簿価格
資 産	1百万円	負 債	—

（注）承継する資産及び負債の金額は平成 30 年 6 月 30 日の現況に基づいた見込み額を記載しております。また、実際に承継する資産及び負債の金額は、上記から変動する可能性があります。

5. 会社分割後の状況

本会社分割による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期はいずれも変更はありません。

6. 今後の見通し

本会社分割が、当社連結業績に与える影響は軽微です。

以 上

(参考) 当期連結業績予想（平成 30 年 5 月 11 日発表）及び前期連結実績

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
【実 績】	百万円	百万円	百万円	百万円
平成 30 年 3 月期	109,385	7,638	7,854	5,568
【予 想】				
平成 31 年 3 月期	116,896	7,195	7,544	5,134